

令和8年第2回（2月招集）

袖ヶ浦市議会定例会
議案参考資料

袖 ヶ 浦 市

目 次

議案番号	件 名	頁
	件名一覧表	5
議案第1号	袖ヶ浦市庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定について	資料 省略
議案第2号	袖ヶ浦市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例の制定について	資料 省略
議案第3号	袖ヶ浦市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について	資料 省略
議案第4号	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅北側整備基金条例を廃止する条例の制定について	資料 省略
議案第5号	袖ヶ浦市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第6号	袖ヶ浦市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第7号	袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第8号	袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第9号	袖ヶ浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第10号	袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第11号	袖ヶ浦市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第12号	袖ヶ浦市農業集落排水処理施設条例及び袖ヶ浦市農業集落排水処理施設のうち流末を公共下水道へ接続する区域の管理条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第13号	市道路線の変更について	36
議案第14号	市道路線の認定について	38
議案第15号	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の変更について（第2期君津地域広域廃棄物処理事業）	41
議案第16号	令和7年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第8号）	別冊
議案第17号	令和7年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第18号	令和7年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊

議案番号	件名	頁
議案第19号	令和7年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第20号	令和7年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第21号	令和8年度袖ヶ浦市一般会計予算	別冊
議案第22号	令和8年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第23号	令和8年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第24号	令和8年度袖ヶ浦市介護保険特別会計予算	別冊
議案第25号	令和8年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算	別冊
議案第26号	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度袖ヶ浦市一般会計補正予算(第7号))	43
報告第1号	袖ヶ浦市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告について	別冊
報告第2号	専決処分の報告について	資料省略

令和 8 年第 2 回（2 月招集）
袖ヶ浦市議会定例会議案

No. 1

議案番号	件 名 等	関係部等
議案 第 1 号	<p>袖ヶ浦市庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定について （主な内容） 袖ヶ浦市庁舎整備工事の完了に伴い、所期の目的を達成したことから、条例を廃止しようとするものである。 施行日 公布の日</p>	財政部
議案 第 2 号	<p>袖ヶ浦市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例の制定について （主な内容） 高額療養費の現物給付化により、長期間にわたり貸付の実績がないことから、条例を廃止しようとするものである。 施行日 令和 8 年 4 月 1 日</p>	市民子育て 部
議案 第 3 号	<p>袖ヶ浦市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について （主な内容） 出産育児一時金の直接支払制度等が充実したことにより、長期間にわたり貸付の実績がないことから、条例を廃止しようとするものである。 施行日 令和 8 年 4 月 1 日</p>	市民子育て 部
議案 第 4 号	<p>袖ヶ浦市袖ヶ浦駅北側整備基金条例を廃止する条例の制定について （主な内容） 袖ヶ浦都市計画事業袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業及びこれに関連する事業がおおむね完了したことに伴い、所期の目的を達成したことから、条例を廃止しようとするものである。 施行日 公布の日</p>	都市建設部
議案 第 5 号	<p>袖ヶ浦市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について （主な内容） デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により行政手続法が改正されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和 8 年 5 月 2 1 日</p>	総務部

議案番号	件名等	関係部等
議案第6号	<p>袖ヶ浦市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>条例が掲げる目的を堅持し、市民一人ひとりが情報公開制度を公平かつ円滑に利用できる環境を将来にわたって維持するため、制度の見直しを図る必要があることから、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和8年7月1日ほか</p>	総務部
議案第7号	<p>袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>人事院及び千葉県人事委員会の給与改定勧告を踏まえ、職員に係る通勤手当の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和8年4月1日</p>	総務部
議案第8号	<p>袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務の状況と社会情勢を踏まえ、学校医等の報酬水準の見直しを図るため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和8年4月1日</p>	総務部
議案第9号	<p>袖ヶ浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>令和7年度税制改正により生じる一部の第1号被保険者の介護保険料への影響を抑えるため、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和8年4月1日</p>	福祉部
議案第10号	<p>袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正され、簡易サウナ設備に必要な技術基準が規定されたことなどに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和8年3月31日</p>	消防本部
議案第11号	<p>袖ヶ浦市下水道条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容)</p> <p>公共下水道事業の経営基盤を強化し、持続可能なものとするを目的に下水道使用料金の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>施行日 令和8年10月1日ほか</p>	都市建設部

議案番号	件名等	関係部等	
議案 第12号	袖ヶ浦市農業集落排水処理施設条例及び袖ヶ浦市農業集落排水処理施設のうち流末を公共下水道へ接続する区域の管理条例の一部を改正する条例の制定について (主な内容) 農業集落排水事業の経営基盤を強化し、持続可能なものとするを目的に農業集落排水処理施設使用料金の改定を行うため、関係する条例の一部を改正しようとするものである。 施行日 令和8年10月1日ほか	都市建設部	
議案 第13号	市道路線の変更について (主な内容) 市道奈良輪43号線に続く道路が宅地開発事業により築造されたため、当該市道の終点を変更することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。	都市建設部	
議案 第14号	市道路線の認定について (主な内容) 宅地開発事業により築造された道路を市道路線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。	都市建設部	
議案 第15号	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の変更について(第2期君津地域広域廃棄物処理事業) (主な内容) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業について、原契約の相手方より申出のあった賃金及び物価等の上昇を原因としたサービス対価の変更請求等に基づき、特定事業に係る契約の変更契約を締結するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び袖ヶ浦市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。	環境経済部	
議案 第16号	令和7年度袖ヶ浦市一般会計補正予算(第8号) (主な内容)	財政部	
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減
	327億 7千608万円	325億 667万1千円	2億 6千940万9千円
議案 第17号	令和7年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (主な内容)	市民子育て部	
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減
	64億 534万8千円	60億 6千426万円	3億 4千108万8千円

議案番号	件 名 等				関係部等
議案 第18号	令和7年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) (主な内容)				市民子育て 部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減		
	10億 2千584万3千円	9億 6千155万3千円	6千429万円		
議案 第19号	令和7年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算(第3号) (主な内容)				福祉部
	補正後 予算額	補正前 予算額	予算額の増減		
	52億 7千283万4千円	52億 9千717万5千円	△ 2千434万1千円		
議案 第20号	令和7年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算(第3号) (主な内容)				都市建設部
	補正後の収益的支出予定額	補正前の収益的支出予定額			
	15億9千889万9千円	15億6千789万9千円			
	予定額の増減				
	3千100万円				
	補正後の資本的支出予定額	補正前の資本的支出予定額			
	8億6千282万円	9億3千167万9千円			
	予定額の増減				
	△6千885万9千円				
議案 第21号	令和8年度袖ヶ浦市一般会計予算 (主な内容)				財政部
	8年度当初予算	7年度当初予算	増減率	予算額の増減	
	312億8千万円	301億9千万円	3.6%	10億 9千万円	
議案 第22号	令和8年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算 (主な内容)				市民子育て 部
	8年度当初予算	7年度当初予算	増減率	予算額の増減	
	59億 5千万円	59億 7千300万円	△ 0.4%	△ 2千300万円	
議案 第23号	令和8年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計予算 (主な内容)				市民子育て 部
	8年度当初予算	7年度当初予算	増減率	予算額の増減	
	11億 8千700万円	9億 4千900万円	25.1%	2億 3千800万円	
議案 第24号	令和8年度袖ヶ浦市介護保険特別会計予算 (主な内容)				福祉部
	8年度当初予算	7年度当初予算	増減率	予算額の増減	
	54億 8千500万円	52億 1千100万円	5.3%	2億 7千400万円	

議案番号	件名等	関係部等			
議案 第25号	令和8年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算 (主な内容) (1) 収益的支出	都市建設部			
	8年度当初予算		7年度当初予算	増減率	予算額の増減
	16億 9千859万9千円		15億 6千528万8千円	8.5%	1億 3千331万 1千円
	(2) 資本的支出				
	8年度当初予算		7年度当初予算	増減率	予算額の増減
	6億 6千905万5千円		9億 1千349万2千円	△ 26.8%	△2億 4千443万 7千円
議案 第26号	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度袖ヶ浦市 一般会計補正予算(第7号)) (主な内容) 令和8年2月8日の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判 官国民審査に要するための経費について、予算の補正が必要 となり、特に緊急を要したため令和8年1月16日に専決処 分したものである。	財政部			
報告 第1号	袖ヶ浦市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告に ついて (主な内容) 袖ヶ浦市新型インフルエンザ等対策行動計画を変更したの で、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第8項の規 定において準用する同条第6項の規定により報告する。	市民子育て 部			
報告 第2号	専決処分の報告について (主な内容) 専決第2号 袖ヶ浦市三黒669番地先(市道永地寺ノ越線) で発生した車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決 定について 1 事故発生年月日 令和5年6月17日 2 事故発生場所 袖ヶ浦市三黒669番地先(市道 永地寺ノ越線) 3 事故の相手方 法人 4 市の損害賠償額 259,105円 5 相手方の損害賠償額 なし	都市建設部			

袖ヶ浦市行政手続条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(聴聞の通知の方法)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <hr/> <p>_____によって行うことができる。_____</p> <hr/> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」とい</u></p>	<p>(聴聞の通知の方法)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、当該掲示を始めた日から2週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」とい</u></p>

う。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と_____、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

う。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「当該掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「当該掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号_____及び第4号」とあるのは「同条第3号_____」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

袖ヶ浦市情報公開条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第4条の2</u>） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公文書の公開 実施機関が、公文書を閲覧又は<u>視聴に供すること、公文書の写しを交付することその他規則で定める方法により行う開示をいう。</u></p> <p><u>(公開請求権の濫用禁止)</u></p> <p>第4条の2 <u>この条例に基づく公文書の公開を請求する権利は、これを濫用してはならない。</u></p> <p>2 <u>実施機関は、前項に規定する公文書の公開を請求する権利の濫用に当たたる請求があったと認めるときは、当該請求を却下することができる。</u> （部分公開）</p> <p>第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。<u>ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(公開請求に係る手数料等)</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第4条</u>） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公文書の公開 実施機関が、公文書を閲覧若しくは<u>視聴に供し、又は 公文書の写しを交付すること</u></p> <p><u>をいう。ただし、電磁的記録については、規則で定める方法により行う。</u></p> <p>（部分公開）</p> <p>第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。</p> <p><u>(費用負担)</u></p>

第15条 公開請求をする者又は公文書の公開を受けようとする者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、規則で定める方法により、それぞれ当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。この場合において、複数の実施機関に対する一括した請求は、実施機関ごとに1件の請求があったものとみなす。

(1) 公開請求に係る手数料（以下「公開請求手数料」という。） 公開請求に係る公文書1件（決裁、供覧等の手続を一にするものをいう。以下同じ。）当たり200円

(2) 公開の実施に係る手数料（以下「公開実施手数料」という。） 公開を受ける公文書1件につき、別表の左欄に掲げる公文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる公開の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により公開を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号において「基本額」という。）から前号に定める額に相当する額を減じた額。ただし、基本額が前号に定める額に相当する額を超えないときの公開実施手数料は無料とする。

2 公開請求者が次のいずれにも該当する複数の公文書の公開請求を一の公開請求書によって行うときは、当該複数の公文書を1件の公文書とみなす。

(1) 同一の簿冊等にまとめられた複数の公文書

(2) 相互に密接な関連を有すると実施機関が認めた複数の公文書

3 公開請求手数料は公開請求書を提出する時に、公開実施手数料は当該額について通知を受けた日（第5項の規定により公開実施手数料が免除された場合は、この免除の決定を受けた日）から1月以内又は公開の実施を受ける日のいずれか早い日までに納付しなければならない。ただし、当該日までに公開実施手数料を納付をすることができないことにつき正当な理由があるときは実施機関が別に定める日までに納付するもの

第15条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。ただし、前条第2項の規定による公文書の公開の場合は、この限りでない。

とし、納付後に公文書の公開を行うものとする。

- 4 既に納入された公開請求手数料及び公開実施手数料は、返還しない。
ただし、公開請求者の責めに帰することができない事由その他実施機関が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。
- 5 実施機関は、公開請求者が経済的困難その他の規則で定める特別の理由により公開実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、公開を受ける公文書1件につき2,000円を限度として、公開実施手数料を免除することができる。
- 6 公開請求者は、公開決定に基づく公文書の公開を受ける場合においては、送付に要する費用を納付して、当該公文書の写し等の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、規則で定める方法により前納しなければならない。

別表（第15条関係）

公文書の種別	公開の実施の方法	公開実施手数料の基礎となる額	
1 文書、図画又は写真	閲覧	100枚までごとに100円	
	写しの交付	モノクローム	日本産業規格 A列3番以内 の用紙1枚に つき10円
		カラー	日本産業規格 A列3番以内 の用紙1枚に つき50円
2 フィルム	用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとに100円	

	用紙に出力したものの交付	モノクローム	日本産業規格 A列3番以内 の用紙1枚に つき10円
3 電磁的記録（4に該当するものを除く）	用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとに100円	
	用紙に出力したものの交付	モノクローム	日本産業規格 A列3番以内 の用紙1枚に つき10円
		カラー	日本産業規格 A列3番以内 の用紙1枚に つき50円
	光ディスクに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額	
	機器により再生したものの視聴	1ファイルにつき410円	
4 録音テープ又は録画テープ	機器により再生したものの視聴	1巻につき290円	

備考

- 1 用紙の両面に複写するときは、片面を1枚として金額を算定する。
- 2 文書、図画若しくは写真の写し又はフィルム若しくは電磁的記録を用紙に出力したものの写しを交付する場合において、日本産業規格A

列3番を超える規格の用紙を使用するときは、A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。

3 電磁的記録を公開する場合において、この表に掲げる公開の方法及び金額により難しいときは、規則で定めるところにより公開実施手数料を徴収する。

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(通勤手当)</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この項から第3項までにおいて「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間(第1号及び第3号において「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 _____規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、規則で定める職員にあっては、<u>1箇月当たり</u>の通勤回数を考慮してその額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自転車等の駐車のための施</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この項及び次項 _____において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間(第1号及び第3号において「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 <u>市長の規則</u>で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、規則で定める職員にあっては、<u>1箇月当り</u>の通勤回数を考慮してその額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) (略)</p>

設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。
 以下この項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担
 することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の
 額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応
 じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 1箇月につき5,000円を超えない範
 囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定め
 る額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定
 その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第3（第14条関係）

片道の使用距離	額
2キロメートル以上4キロメートル未満	2,000円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,240円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,270円
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,300円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,340円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,650円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,980円
16キロメートル以上18キロメートル未満	11,310円
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,640円
20キロメートル以上22キロメートル未満	13,960円
22キロメートル以上24キロメートル未満	15,240円
24キロメートル以上26キロメートル未満	16,510円

3 前2項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定
 その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第3（第14条関係）

片道の使用距離	額
2キロメートル以上4キロメートル未満	2,000円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,170円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,230円
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,290円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,340円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,570円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,800円
16キロメートル以上18キロメートル未満	11,020円
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,240円
20キロメートル以上22キロメートル未満	13,460円
22キロメートル以上24キロメートル未満	14,640円
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,820円

26キロメートル以上28キロメートル未満	17,780円	26キロメートル以上28キロメートル未満	17,000円
28キロメートル以上30キロメートル未満	19,050円	28キロメートル以上30キロメートル未満	18,170円
30キロメートル以上32キロメートル未満	20,320円	30キロメートル以上32キロメートル未満	19,340円
32キロメートル以上34キロメートル未満	21,520円	32キロメートル以上34キロメートル未満	20,430円
34キロメートル以上36キロメートル未満	22,720円	34キロメートル以上36キロメートル未満	21,520円
36キロメートル以上38キロメートル未満	23,910円	36キロメートル以上38キロメートル未満	22,610円
38キロメートル以上40キロメートル未満	25,100円	38キロメートル以上40キロメートル未満	23,700円
40キロメートル以上42キロメートル未満	26,290円	40キロメートル以上42キロメートル未満	24,790円
42キロメートル以上	27,480円	42キロメートル以上	25,710円

附則第2項 袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

改正後	現 行
<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)その他支給に関して必要な事項については、給与条例第14条第2項から第4項までの規定の例による。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)その他支給に関して必要な事項については、給与条例第14条第2項及び第3項の規定の例による。</p> <p>3 (略)</p>

袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後

袖ヶ浦市立幼稚園設置条例を廃止する条例（令和7年条例第26号）

附則第2項の規定による改正後

別表（第2条、第4条関係）

職名		区分	報酬額	旅費		
				宿泊料 （1夜 につき）	食卓料 （1夜 につき）	
略						
学校	医師	小・中学校	年額	125,000	(略)	(略)
				(加算額) 担当 する児童生徒数 に100を乗じ て得た額		
	歯科医	小・中学校	年額	125,000	(略)	(略)
			(加算額) 担当 する児童生徒数 に100を乗じ て得た額			
	薬剤師	小・中学校	年額	85,000	(略)	(略)
略						

備考

1・2 (略)

別表（第2条、第4条関係）

職名		区分	報酬額	旅費		
				宿泊料 （1夜 につき）	食卓料 （1夜 につき）	
略						
学校	医師	小・中学校	年額	113,000	(略)	(略)
				(加算額) 担当 する児童生徒数 に100を乗じ て得た額		
	歯科医	小・中学校	年額	113,000	(略)	(略)
			(加算額) 担当 する児童生徒数 に100を乗じ て得た額			
	薬剤師	小・中学校	年額	77,500	(略)	(略)
略						

備考

1・2 (略)

袖ヶ浦市介護保険条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>附 則 第1条～第10条 (略) <u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u> 第11条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において袖ヶ浦市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において袖ヶ浦市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により袖ヶ浦市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万円以上65万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定</p>	<p>附 則 第1条～第10条 (略)</p>

する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特

別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条

の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者がいるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において袖ヶ浦市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において袖ヶ浦市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により袖ヶ浦市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないものであって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円

未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い袖ヶ浦市税条例（平成5年条例第1号）第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い袖ヶ浦市税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い袖ヶ浦市税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下

である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

袖ヶ浦市火災予防条例新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p>第7条の2 <u>簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(一般サウナ設備)</u></p> <p>第7条の3 <u>一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造</u></p>	<p><u>(サウナ設備)</u></p> <p>第7条の2 <u>サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）</u> <u>の位置及び構造</u></p>

は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2～(15) (略)

は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2～(15) (略)

第1条 袖ヶ浦市下水道条例新旧対照表

改正後				現 行				
別表第1 (第17条関係)				別表第1 (第17条関係)				
区分	使用料			区分	汚水排除量	料金		
一般	基本使用料	従量使用料 (2月につき)		一般	基本使用料	20立方メートルまで	2,158円20銭	
汚水	(2月につき)	汚水排除量	使用料 (1立方メートルにつき)	汚水	超過使用料	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	126円50銭	
	2,184円60銭	20立方メートルまでの分	5円50銭		(1立方メートルにつき)	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	148円50銭	
		20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	132円			60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	172円70銭	
		40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	157円30銭			100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	188円10銭	
		60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円90銭			300立方メートルを超え500立方メートルまでの分	205円70銭	
		100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	204円60銭			500立方メートルを超える分	224円40銭	
		300立方メートルを超え500立方メートルまでの分	224円40銭					
		500立方メートルを超える分	244円20銭			臨時	1立方メートルにつき	204円60銭
						用		
臨時	1立方メートルにつき217円80銭			※2月分の料金であり、汚水排除量が20立方メートルに満たない場合は、20立方メートルの料金を適用するものとする。ただし、臨時用は除く。				
汚水								

第2条 袖ヶ浦市下水道条例新旧対照表

改正後				本改正条例第1条の規定による改正後			
別表第1 (第17条関係)				別表第1 (第17条関係)			
区分	使用料			区分	使用料		
一般 汚水	基本使用料 (2月につき)	従量使用料 (2月につき)		基本使用料 (2月につき)	従量使用料 (2月につき)		
		汚水排除量	使用料 (1立方メートルにつき)		汚水排除量	使用料 (1立方メートルにつき)	
	2, 211 円	20立方メートルまでの分	11円	2, 184 円60銭	20立方メートルまでの分	5円50銭	
		20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	137円50銭		20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	132円	
		40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	165円		40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	157円30銭	
		60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	198円		60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円90銭	
		100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	220円		100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	204円60銭	
		300立方メートルを超え500立方メートルまでの分	242円		300立方メートルを超え500立方メートルまでの分	224円40銭	
500立方メートルを超える分	264円	500立方メートルを超える分	244円20銭				
臨時 汚水	1立方メートルにつき231円			臨時 汚水	1立方メートルにつき217円80銭		

第1条 袖ヶ浦市農業集落排水処理施設条例新旧対照表

改正後				現 行				
別表第2 (第18条関係)				別表第2 (第18条関係)				
区分	使用料			区分	汚水排除量	料金		
一般	基本使用料	従量使用料 (2月につき)		一般	基本使用料	20立方メートルまで	2,158円20銭	
汚水	(2月につき)	汚水排除量	使用料 (1立方メートルにつき)	汚水	超過使用料	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	126円50銭	
	2,184円60銭	20立方メートルまでの分	5円50銭		(1立方メートルにつき)	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	148円50銭	
		20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	132円			60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	172円70銭	
		40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	157円30銭			100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	188円10銭	
		60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円90銭			300立方メートルを超え500立方メートルまでの分	205円70銭	
		100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	204円60銭			500立方メートルを超える分	224円40銭	
		300立方メートルを超え500立方メートルまでの分	224円40銭					
		500立方メートルを超える分	244円20銭			臨時	1立方メートルにつき	204円60銭
		臨時	1立方メートルにつき217円80銭			汚水	※2月分の料金であり、汚水排除量が20立方メートルに満たない場合は、20立方メートルの料金を適用するものとする。ただし、臨時用は除く。	

第2条 袖ヶ浦市農業集落排水処理施設条例新旧対照表

改正後				本改正条例第1条の規定による改正後			
別表第2（第18条関係）				別表第2（第18条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
一般 汚水	基本使用料 （2月につ き）	従量使用料（2月につき）		一般 汚水	基本使用料 （2月につ き）	従量使用料（2月につき）	
		汚水排除量	使用料（1立方メ ートルにつき）			汚水排除量	使用料（1立方メ ートルにつき）
	2, 211 円	20立方メートルまでの分	11円	2, 184 円60銭	20立方メートルまでの分	5円50銭	
		20立方メートルを超え40 立方メートルまでの分	137円50銭		20立方メートルを超え40 立方メートルまでの分	132円	
		40立方メートルを超え60 立方メートルまでの分	165円		40立方メートルを超え60 立方メートルまでの分	157円30銭	
		60立方メートルを超え10 0立方メートルまでの分	198円		60立方メートルを超え10 0立方メートルまでの分	185円90銭	
		100立方メートルを超え3 00立方メートルまでの分	220円		100立方メートルを超え3 00立方メートルまでの分	204円60銭	
		300立方メートルを超え5 00立方メートルまでの分	242円		300立方メートルを超え5 00立方メートルまでの分	224円40銭	
		500立方メートルを超える 分	264円		500立方メートルを超える 分	244円20銭	
臨時 汚水	1立方メートルにつき231円			臨時 汚水	1立方メートルにつき217円80銭		

第3条 袖ヶ浦市農業集落排水処理施設のうち流末を公共下水道へ接続する区域の管理条例新旧対照表

改正後				現 行						
別表第2 (第17条関係)				別表第2 (第17条関係)						
区分	使用料			区分	汚水排除量	料金				
一般 汚水	基本使用料 (2月につ き)	従量使用料 (2月につき)		一般	基本使用料	20立方メートルまで	2,158円20銭			
		汚水排除量	使用料 (1立方メ ートルにつき)		汚水	超過使用料 (1立方メ ートルにつ き)	20立方メートルを超え40 立方メートルまでの分	126円50銭		
	2,184 円60銭	20立方メートルまでの分		5円50銭			40立方メートルを超え60 立方メートルまでの分	148円50銭		
		20立方メートルを超え40 立方メートルまでの分		132円			60立方メートルを超え10 0立方メートルまでの分	172円70銭		
		40立方メートルを超え60 立方メートルまでの分		157円30銭			100立方メートルを超え3 00立方メートルまでの分	188円10銭		
		60立方メートルを超え10 0立方メートルまでの分		185円90銭			300立方メートルを超え5 00立方メートルまでの分	205円70銭		
		100立方メートルを超え3 00立方メートルまでの分		204円60銭			500立方メートルを超える 分	224円40銭		
		300立方メートルを超え5 00立方メートルまでの分		224円40銭			臨時 用	1立方メートルにつき	204円60銭	
		500立方メートルを超える 分		244円20銭			※2月分の料金であり、汚水排除量が20立方メートルに満たない場 合は、20立方メートルの料金を適用するものとする。ただし、臨 時用は除く。			
		臨時 汚水	1立方メートルにつき217円80銭							

第4条 袖ヶ浦市農業集落排水処理施設のうち流末を公共下水道へ接続する区域の管理条例新旧対照表

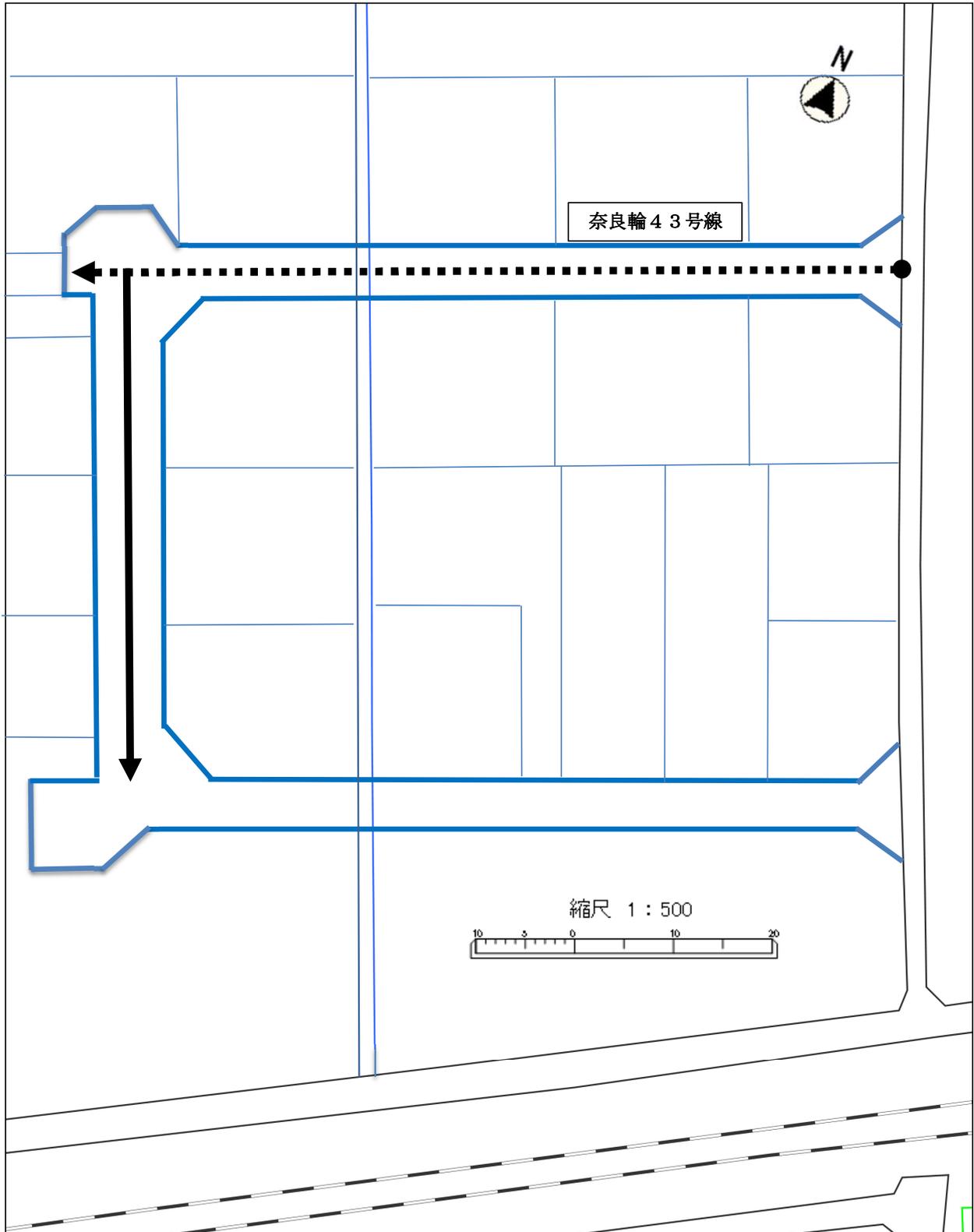
改正後				本改正条例第3条の規定による改正後			
別表第2（第17条関係）				別表第2（第17条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
一般 汚水	基本使用料 （2月につ き）	従量使用料（2月につき）		一般 汚水	基本使用料 （2月につ き）	従量使用料（2月につき）	
		汚水排除量	使用料（1立方メ ートルにつき）			汚水排除量	使用料（1立方メ ートルにつき）
	2, 211 円	20立方メートルまでの分	11円	2, 184 円60銭	20立方メートルまでの分	5円50銭	
		20立方メートルを超え40 立方メートルまでの分	137円50銭		20立方メートルを超え40 立方メートルまでの分	132円	
		40立方メートルを超え60 立方メートルまでの分	165円		40立方メートルを超え60 立方メートルまでの分	157円30銭	
		60立方メートルを超え10 0立方メートルまでの分	198円		60立方メートルを超え10 0立方メートルまでの分	185円90銭	
		100立方メートルを超え3 00立方メートルまでの分	220円		100立方メートルを超え3 00立方メートルまでの分	204円60銭	
		300立方メートルを超え5 00立方メートルまでの分	242円		300立方メートルを超え5 00立方メートルまでの分	224円40銭	
500立方メートルを超える 分		264円	500立方メートルを超える 分		244円20銭		
臨時 汚水	1立方メートルにつき231円			臨時 汚水	1立方メートルにつき217円80銭		

議案第13号資料



No.	路線名
①	奈良輪43号線

位置図

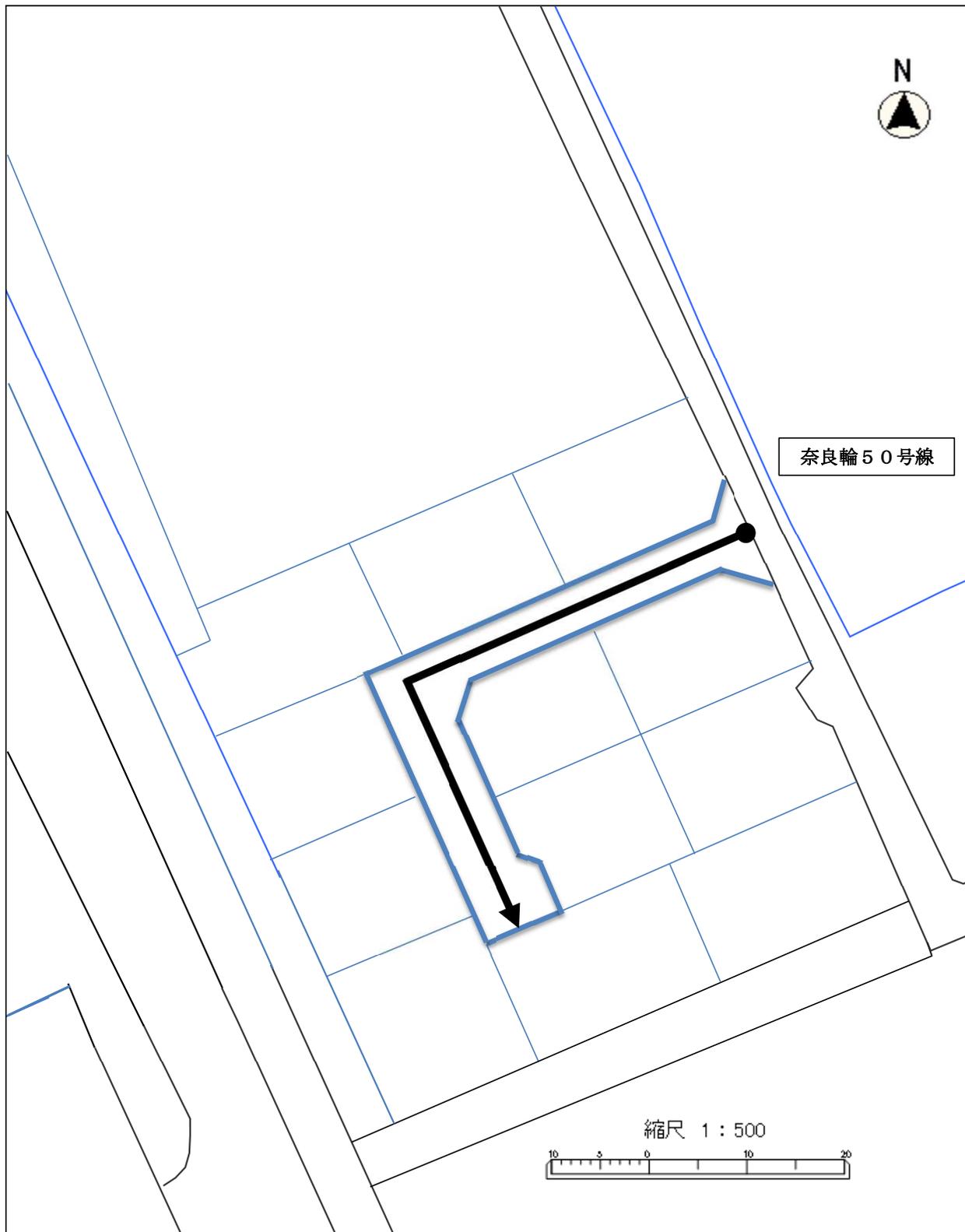


路線名	区分	表示	起点 (地先)	延長
			終点 (地先)	
奈良輪 43号線	新終点	→	奈良輪字宮田356番11	113.67m
			奈良輪字宮田349番10	
	旧終点	- - - →	奈良輪字宮田356番11	77.49m
			奈良輪字宮田351番5	



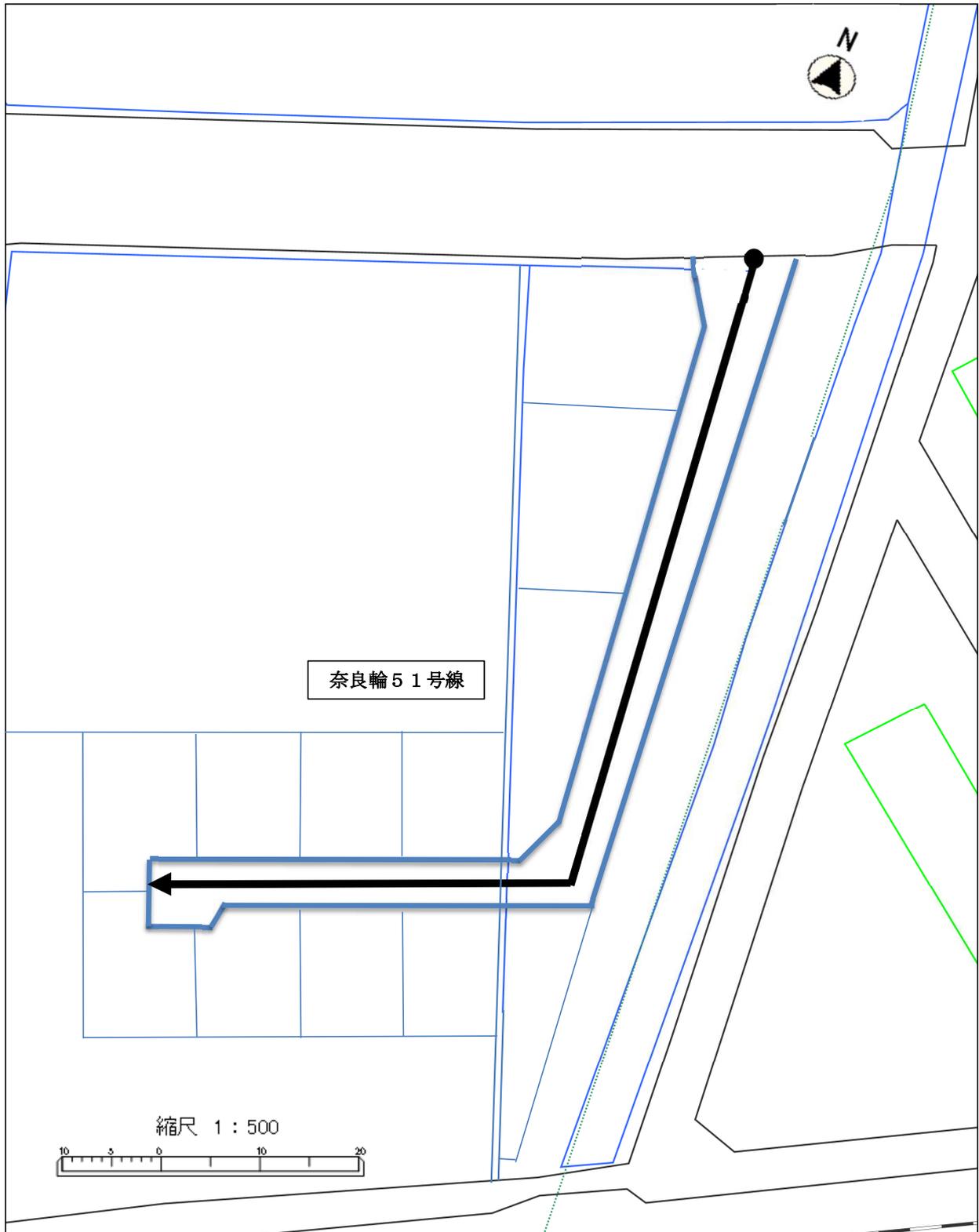
No.	路線名
①	奈良輪50号線
②	奈良輪51号線

位置図



路線名	起点 (地先)	延長
	終点 (地先)	
奈良輪50号線	奈良輪字三ヶ所原1694番13	65.33m
	奈良輪字三ヶ所原1694番7	

位置図



路線名	起点 (地先)	延長
	終点 (地先)	
奈良輪51号線	奈良輪字宮田385番3	112.74m
	奈良輪字宮田378番4	

議案第15号資料

変更理由

第2期君津地域広域廃棄物処理事業について、原契約の相手方より申出のあった、賃金及び物価等の上昇を原因としたサービス対価の変更請求に基づく協議による建設工事費の増額に加え、原契約の相手方が資金調達を行うための追加融資に係る諸費用等の増額に対応するため、令和3年第2回（2月招集）議会定例会において可決された第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る契約の契約金額を変更するものである。

1 契約金額

変更前	82,645,739,000円	(消費税及び地方消費税込み)
変更後	90,147,689,900円	(消費税及び地方消費税込み)
増額	7,501,950,900円	

2 各自治体の負担見込額

7自治体（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町をいう。）の各自治体が実際に負担する額は、令和9年度から令和28年度までの事業期間中における各年度のごみの処理実績量に応じて按分した額となるが、「木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会各自治体の債務負担行為の額の算出基準に関する規程」に定める債務負担行為における負担割合に基づいて算出した各自治体の負担見込額は、次のとおりである。

単位：％、千円（税込）

自治体名	債務負担行為 における負担 割合	変更前の 契約金額 (A)	増額分 (B)	変更後の 契約金額 (A + B)
木更津市	37.91	25,347,215	2,117,099	27,464,314
君津市	18.87	12,616,775	1,053,803	13,670,578
富津市	11.57	7,735,882	646,133	8,382,015
袖ヶ浦市	15.59	10,423,716	870,630	11,294,346
鴨川市	7.98	5,335,552	445,646	5,781,198
南房総市	6.60	4,412,863	368,579	4,781,442
鋸南町	1.48	989,551	82,651	1,072,202
自治体 負担分合計	100.00	66,861,554	5,584,541	72,446,095
日本製鉄株式会社負担分		1,698,536	150,703	1,849,239
循環型社会形成推進交付金		14,085,649	1,766,707	15,852,356
合 計		82,645,739	7,501,951	90,147,690

令和7年度

袖ヶ浦市一般会計補正予算 (第7号)に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 県 支 出 金	2,538,703	37,146	2,575,849
20 繰 入 金	1,123,416	1,049	1,124,465
歳 入 合 計	32,468,476	38,195	32,506,671

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
2 総 務 費	4,223,932	38,195	4,262,127	37,146			1,049	
歳 出 合 計	32,468,476	38,195	32,506,671	37,146			1,049	

2 歳 入

(款) 17 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 総務費県委託金	187,640	37,146	224,786	5 選挙費委託金	37,146	衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金 37,146
計	187,763	37,146	224,909			

(款) 20 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	789,522	1,049	790,571	1 財政調整基金繰入金	1,049	財政調整基金繰入金 1,049
計	1,095,522	1,049	1,096,571			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
4 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費	0	38,195	38,195	37,146			1,049	1 報酬	2,260	衆議院議員選挙執行費 衆議院議員選挙執行費（人件費）	
								3 職員手当等	13,676		24,519
								7 報償費	770		13,676
								8 旅費	95		
								10 需用費	1,355		
								11 役務費	3,034		
								12 委託料	14,601		
								13 使用料及び賃借料	44		
								17 備品購入費	2,360		
計	81,266	38,195	119,461	37,146			1,049				

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		26,996	12,425 4.65	1,908		2,889	44,218	7,124	51,342	
	議 員	22	106,560		45,422 4.65				151,982	28,693	180,675	
	その他の 特別職	1,437	102,465						102,465		102,465	
	計	1,462	209,025	26,996	57,847	1,908		2,889	298,665	35,817	334,482	
補 正 前	長 等	3		26,996	12,425 4.65	1,908		2,889	44,218	7,124	51,342	
	議 員	22	106,560		45,422 4.65				151,982	28,693	180,675	
	その他の 特別職	1,248	100,205						100,205		100,205	
	計	1,273	206,765	26,996	57,847	1,908		2,889	296,405	35,817	332,222	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職	189	2,260						2,260		2,260	
	計	189	2,260						2,260		2,260	

2. 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	1,066 (483)	577,247	2,418,161	2,307,586	5,302,994	947,209	6,250,203
補 正 前	1,066 (483)	577,247	2,418,161	2,293,910	5,289,318	947,209	6,236,527
比 較				13,676	13,676		13,676

()内は、再任用職員及び会計年度任用職員の職員数。ただし、内数である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	59,082	308,528	48,356	5,852	171,538	1,100	10,905
	補 正 前	59,082	308,528	48,356	5,852	157,862	1,100	10,905
	比 較					13,676		

休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
40,001	76,946	692,302	565,227	236,569	40,265	49,395	1,520
40,001	76,946	692,302	565,227	236,569	40,265	49,395	1,520

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	606 (23)	2,275,009	2,038,087	4,313,096	805,096	5,118,192
補 正 前	606 (23)	2,275,009	2,024,411	4,299,420	805,096	5,104,516
比 較			13,676	13,676		13,676

()内は、再任用職員の職員数。ただし、内数である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	59,082	291,489	44,892	5,852	168,078	1,100	10,905
	補 正 前	59,082	291,489	44,892	5,852	154,402	1,100	10,905
	比 較					13,676		

休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
40,001	76,946	566,414	459,567	223,421	40,265	48,555	1,520
40,001	76,946	566,414	459,567	223,421	40,265	48,555	1,520

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	460	577,247	143,152	269,499	989,898	142,113	1,132,011
補 正 前	460	577,247	143,152	269,499	989,898	142,113	1,132,011
比 較							

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	17,039	3,464		3,460			
	補 正 前	17,039	3,464		3,460			
	比 較							

期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
125,888	105,660	13,148	840
125,888	105,660	13,148	840

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	(千円)	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分				
職員手当	13,676	制度改正に伴う増減分				
		その他の増減分	13,676	時間外勤務手当の増加分	13,676	